

中小企業等の技術や製品開発を促進し、企業の独自性や優位性を発揮させるため、知的財産権取得の出願に必要な費用の一部を補助します。

制度の概要

◇対象となる知的財産権

- ・特許権：（特許法：（昭和34年法律第121号）第66条第1項）
- ・実用新案権：（実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条第1項）
- ・意匠権：（意匠法（昭和34年法律第125号）第20条第1項）

◇補助対象経費

- ・出願料、審査請求料、技術評価手数料
- ・知的財産権の出願及び取得、調査に係る手続きを弁理士または弁護士に委託した場合の報酬

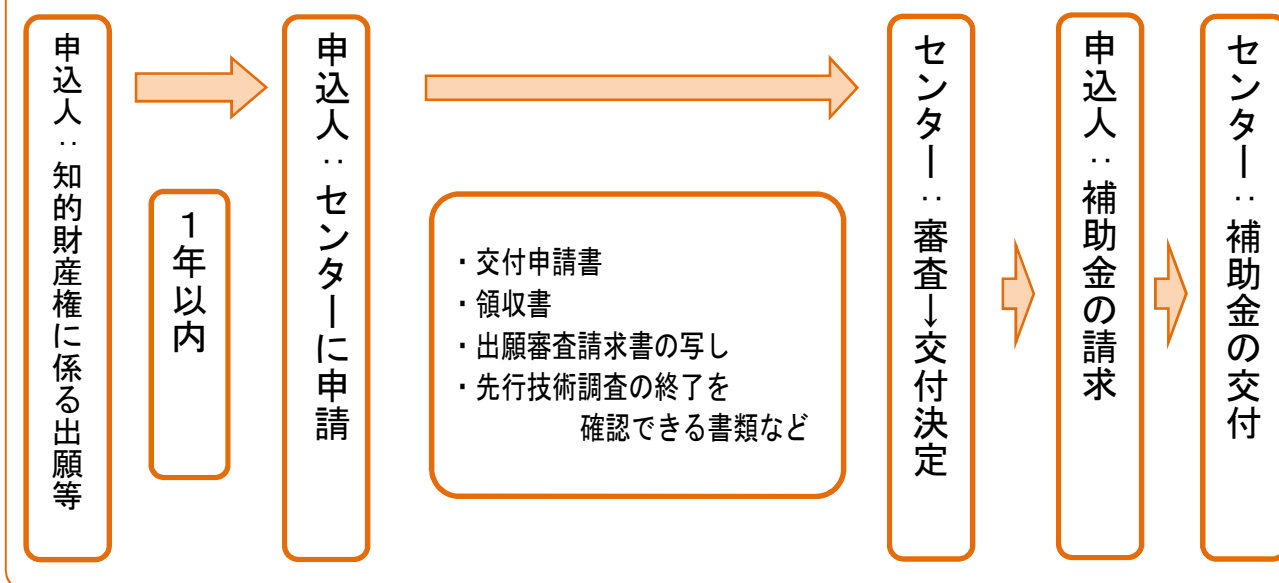
◇補助金額：補助対象経費の2分の1以内

- ・特許権：上限20万円
- ・特許権以外：上限10万円

※ 補助金額は千円未満を切り捨てします。

※ 同一年度における同一者への補助金交付は、1件までとする。

知的財産権取得サポートの流れ



※このサポートは「津山市内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有するもの」が対象になります。

問合せ先：つやま産業支援センター

Tel:0868-24-0740 E-mail:info@tsuyama-biz.jp